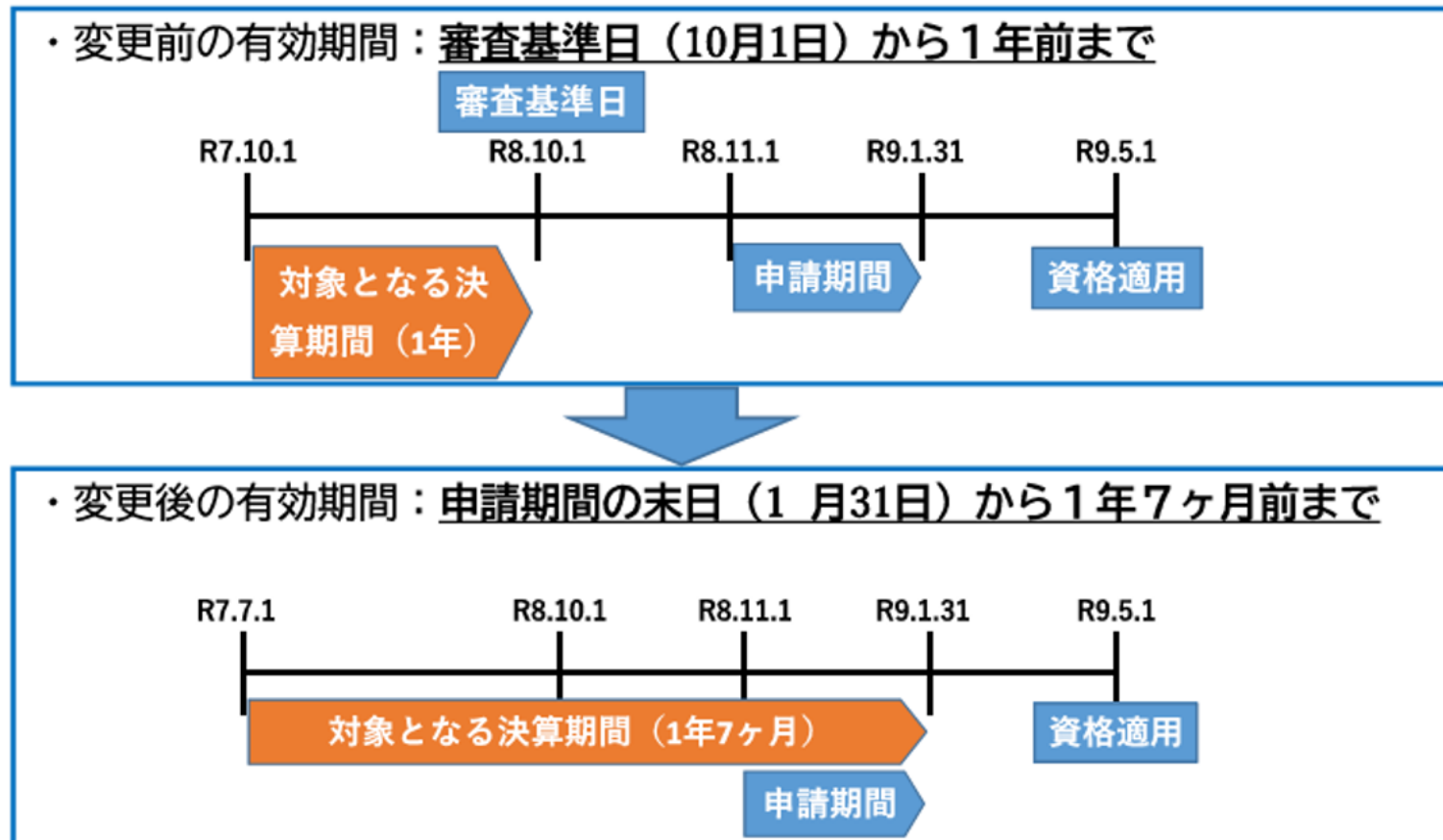


資格審査に使用する経営事項審査の有効期間変更について

- ・ 入札参加資格審査に使用する経営事項審査結果の有効期間を審査基準日の直前1年から申請期間の末日の直前1年7ヶ月に変更する。
- ・ 有効な結果が複数ある場合は、申請日時点で最新の基準日を提出することとする。



経過措置

原則、申請期間内で最新の経営事項審査の結果通知書を提出することとするが、令和9・10年度入札参加資格の定期申請時（R8.11月～R9.1月受付時）のみ経過措置を取る。

① 対象者

決算時期が8月～9月の者で、審査基準日が令和8年8月～9月の経審結果にて、令和9・10年度入札参加申請を行うことを希望する者

② 措置内容

経審結果が申請期日に間に合わない場合、通知書の後日提出を認める。

③ 経過措置の申請方法

- (1) 令和9年1月31日までに経審結果以外の添付資料を添えて入札参加資格申請を行う。
※「経過措置申請書」を追加で提出してください。
- (2) 令和9年2月28日までに経審結果および業者カードを提出する。

経過措置申請書

決算日の都合等で経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）が受付期間内に間に合わない場合には、経審通知書以外の添付書類等に加え、この書類を添付してください。

※「業者カード」の経審からの転記部分は、空欄のままで結構です。

商号又は名称

決算月

経審通知書が提出できる見込みの時期

例）2月末頃

注意

※経審通知書が届き次第、経審通知書（写）と「業者カード」をご提出ください。